

あんしん財団 会費の経理処理、保険金の税務上の取扱いについて

当法人は平成 27 年 2 月 16 日より一般財団に移行いたしました。これにともない、会費の経理処理ならびにお支払いした保険金の税務処理につきまして従来とは一部異なる点がございますのでご案内いたします。

1 会費の経理処理について

当法人の会費（お一人月額 2,000 円うち保険料 1,700 円）はこれまで同様の期日にご指定の口座から自動振替させていただきます。平成 27 年 3 月以降の経理処理は下記のとおりです。

		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	①保険料相当部分(1,700 円)は事業主個人の負担となり経費となりません。	事業主貸
			②保険料相当部分以外(300 円)は必要経費。	諸会費等
	その他の加入者	事業主名義	全額必要経費。	諸会費等

2 領収書の発行について

当法人では月々の会費の領収書は通帳記入に代えさせて頂いておりますので領収書は発行いたしておりません。しかし、特にご希望の方には確定申告用に 12 月末～翌年 1 月中旬に「年間会費領収書」を発行いたしますので、ホームページもしくは電話で業務部事務管理課までご連絡ください。

3 災害防止・福利厚生補助金の税務上の取扱いについて

法人事業所の場合は「法人の益金」、個人事業所の場合は「事業所得」となります。勘定科目は「雑収入」等になります。なお消費税の課税対象外（不課税）です。

4 保険金の税務上の取扱いについて

当法人からお支払いする保険金は法人事業所と個人事業所では受取人が異なりますので税務上の取り扱いも異なります。

【法人事業所】

①法人事業所が受取る保険金は全て法人の益金となります。

	会費負担者	被保険者（加入者）	保険金受取人	税務上の扱い	勘定科目
傷害保険金※1	法人	法人の役員、法人が常時	法人	法人の益金	雑収入等
死亡保険金		雇用する従業員			

※1 傷害保険金は後遺障害・通院・入院・往診の保険金を指します。

※2 法人が保険金を受取り、傷害を受けた被保険者（加入者）や死亡した被保険者（加入者）の遺族に見舞金や弔慰金として支給する場合でも、必ず法人の益金として計上してください。

②法人事業所が受取った保険金を被保険者(加入者)や死亡した被保険者(加入者)の遺族に見舞金や弔慰金として支給する場合は下記の扱いとなります。

区分	税務上の取扱い(受取人の所得区分など)
被保険者(加入者)への傷害見舞金等	社会通念上相当なもの(通常の見舞金)⇒非課税 社会通念上相当でないもの⇒給与所得(役員賞与、給与)にて課税
遺族への弔慰金	社会通念上相当なもの⇒非課税 社会通念上相当でないもの⇒退職手当等にて課税 ※実務上は下記金額まで非課税で、これを超える分が退職手当として相続税の対象となります。 A. 業務上の死亡⇒給与の3年分まで B. 業務外の死亡⇒給与の6ヵ月分まで

【個人事業所】

個人事業所が保険金を受け取る場合、傷害保険金と死亡保険金とでは税務上の取扱い(受取人の所得区分等)が異なります。

区分	会費の負担者	対象被保険者(加入者)	保険金受取人	税務上の取扱い(受取人の所得区分など)
傷害保険金	事業主	事業主専従者	事業主	非課税 (医療費控除を受ける場合)※1 (専従者に渡した場合)※2
		従業員	事業主	事業所得に算入 (非課税・給与所得)
死亡保険金	事業主	事業主	遺族	受取人の一時所得※3
		専従者	事業主	
		従業員	事業主	事業所得(非課税・相続財産)

※1 当法人から支払いを受ける通院・入院・往診保険金(障害・死亡保険金を除く)は支払医療費から控除しなければなりません。

※2 保険金を含めその年中に贈与を受けた金額が基礎控除額を超える場合は、贈与税の対象となります。

※3 遺族が受ける一般の生命保険金は相続財産とみなされますが、当法人の死亡保険金はこれに該当いたしませんので、上記のとおり受取人の一時所得となります。

平成27年2月17日現在